

人特定事項の記載があるもの（内閣総理大臣が指定するものを除く。）が、預貯金者について既に本人確認を行っていることを確認する方法）

卷之二

ことを確認する方法

一一一

（預貯金者について略）

卷之三

が指定するものを除く

方に本人確認を行っている

卷之三

除く

2

二 預貯金者しか知り得ない事項その他の預貯

示す書類その他の物の提示又は送付を受ける

一 預貯金通帳その他の預貯金者が確認記録に記録されていける預貯金者と同一であることを

記録されている預貯金者と同一であることを確認する方法とする。

の各号のいずれかにより預貯金者が確認記録に

第四条の六 預貯金者について既に本人確認を行つてあることを確認する方法は、金融機関が次

ことを確認する方法

(預貯金者について既に本人確認を行っている

が指定するものを除く。)

人特定事項の記載があるもの

号	第一項第一 第四条の四 第二人等	提示（同条第二号に掲げ る書類（一）を限り発行さ れ、又は発給されたもの を除く。次号及び第三号 において同じ。）の代理 人等からの提示を除く。）	人等 ら当該代理 人代理人等か 等から当該預貯金者 預貯金者又はその代理 人代理人等か
書類	当該預貯金者の本人確認	当該代理人等	当該代理人等
認書類	当該代理人等の本人確認	当該代理人等	当該代理人等

貯金者のために当該法第三条第二項の申請等の任に当たつてることが確認できること。

四 第一号から第三号までに掲げるもののほか、金融機関が当該預貯金者と当該代理人等との関係を認識していることその他の理由により当該代理人等が当該預貯金者のために当該法第三条第二項の申請等の任に当たつていることが明らかであること。
（本人確認の方法の特例）

第四条の八 金融機関は、本人確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている預貯金者又は代理人等については、第四条の六に規定する方法に相当する方法により既に当該確認を行つていていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存する方法により本人確認を行うことができる。

2 前条第三項の規定は、前項に規定する方法により代理人等の本人確認を行う場合に準用する。

（確認記録の保存）

第四条の九 金融機関は、確認記録を、法第三条第二項の申請等を受けた日から、七年間保存するものとする。
（確認記録の作成方法）

第四条の十 確認記録の作成方法は、次に掲げる方法とする。

一 確認記録を文書、電磁的記録（電子的形式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからチまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからチまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（トに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ 第四条の四第一項第四号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行つたとき、当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ロ 第四条の四第一項第五号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲

(変更の登録に係る通知事項)

第八条 法第四条第四項のデジタル庁で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。
 (法第五条第一項のデジタル庁で定める者)
第九条 法第五条第一項のデジタル庁で定める者は、国税庁長官とする。

(法第五条第一項の規定による同意に関する手続)

法第五条第一項の規定による預貯金者の同意は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法によつて得るものとする。

(法第五条第一項の規定による提供方法)

第十一条 法第五条第一項の規定による法第三条第三項各号に掲げる事項の内閣総理大臣への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 第九条に規定する者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を送信する方法

二 第九条に規定する者から第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)を内閣総理大臣に送付する方法
 (預金保険機構による個人番号の確認)

第十二条 預金保険機構は、法第十二条第一項第二号に掲げる業務を行う場合において、必要があるときは、地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。)のうち住民票コード以外のものの提供を受けて個人番号の確認を行うものとする。
 (預金保険機構の業務の特例)

第十三条 預金保険機構は、法第十二条第一項第三号に掲げる業務として同条第二項に規定する電子情報処理組織の整備を行う。

この府令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和四年七月二二日デジタル府令第二号)

この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(令和五年デジタル府・総務省令第八号)の施行の日から施行する。

第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(令和四年デジタル府・総務省令第八号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年七月二一日デジタル府令第二号)

この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(令和五年デジタル府・総務省令第十二号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日デジタル府令第三号)

この府令は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年二月二六日デジタル府令第三号)

この府令は、令和六年三月一日から施行する。